

第27回

「ゼロ災55」無災害運動

運動期間 平成27年11月7日(土)～12月31日(木)の55日間

【平成27年度スローガン】

災害は「慣れ」と「油断」と「気のゆるみ」
いつも初心で55ゼロ災

本スローガンは 三洋テクノソリューションズ鳥取(株) 山澤秀樹氏の作品です。

平成27年度(第27回)「ゼロ災55」無災害運動実施要綱 (抄)

ゼロ災55「5つの柱」

- ・転倒災害防止対策の推進
- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・健康確保対策の推進

災害防止団体等の実施事項

- ・本運動の広報
- ・関係事業場への実施事項の周知
- ・事業場の実施事項に関する指導援助
- ・関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- ・安全衛生教育の実施促進

労働局・監督署の実施事項

- ・本運動の広報
- ・安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- ・労働災害防止団体等を行う災害防止活動に対する指導援助

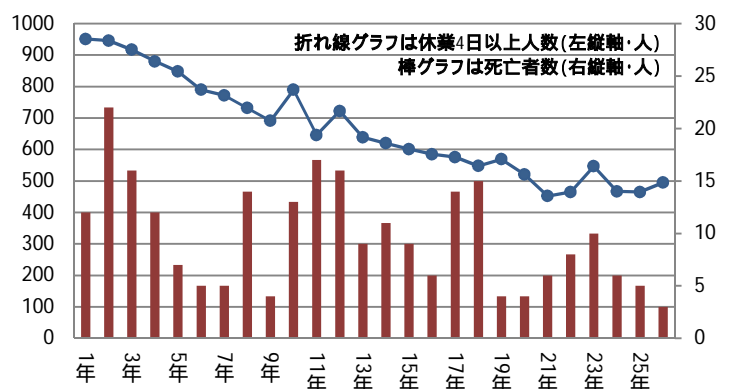
事業場の実施事項

- ・経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- ・安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・安全「見える化」ととり運動の取組
- ・危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・定常・非定常作業における作業手順の見直し
- ・交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・効果的な安全衛生教育の実施
- ・心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・健康診断と事後措置の実施
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・「ゼロ災55」無災害運動及び年末年始無災害運動の推進大会等の実施

主唱:鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

協賛:鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県採石協会
日本ボイラ協会 鳥取支部
建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部
労働者健康福祉機構 鳥取産業保健総合支援センター
日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

被災者数の推移



ゼロ災55 「5つの柱」

1 転倒災害防止対策の推進

転倒災害は毎年多く発生する事故の型です。平成26年に発生した転倒災害は122人で全被災者の24.6%を占めました。この転倒災害を、各業種で働く労働者数を考慮して発生状況を見たとき、グラフのとおり、特に多く発生している業種があるわけではなく、「どの業種でも発生する事故の型である」ということが出来ます。

転倒災害を防ぐには

転倒災害の発生場所は普段使用する「通路」等です。通常は通路で転倒することは少ないのですが、急いでいて走ったり、荷物を抱えていたりして、滑ったり、つまずいたりして「転倒」します。

このように、転倒災害は通常は危険を感じることの少ない場所で、危険を意識しない労働者の行動により発生します。転倒災害を防止するためには、労働者が危険性を認識して行動することが欠かせません。

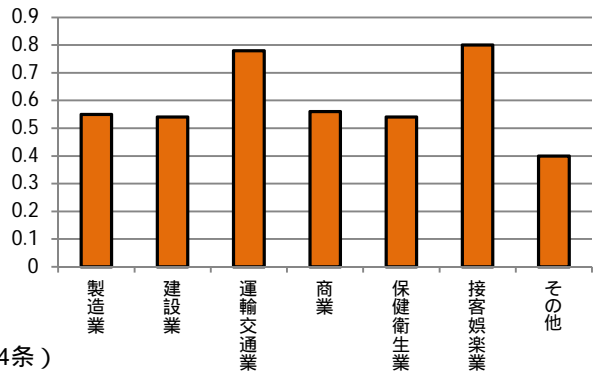
いつも使用する通路といえども危険が潜んでいます。

「狭い」、「段差がある」、「傾斜がある」、「物が置いてある」、「つまずく」、「見通しがきかない」、「凍結している」などの危険要因は「注意を喚起する掲示」を行って、「危険を見える形で表す」取組も効果的です。

なお、法令上は「労働安全衛生規則」において

- ・ 作業場へ通ずる場所や作業場内には安全な通路を設けて、常時有効に保持すること（540条）
 - ・ 主要な通路には、通路であることを示す表示を行うこと（540条）
 - ・ 通路は通常の通行が出来る程度の採光や照明を行うこと（541条）
 - ・ 屋内の通路は、用途に応じた幅を確保すること、つまずきやすべりなどの危険を除くこと（542条）
 - ・ 機械と機械の間、機械と設備の間の通路は幅を80センチメートル以上にすること（543条）
 - ・ 作業場の床面はつまずきやすべり等の危険が無いものとする（544条）
- 等が規定されていますので参考にしてください。

労働者1000人当たりの発生頻度



厚生労働省HPの「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>) も参考にしてください。

2 墜落・転落災害防止対策の推進

平成26年に発生した墜落・転落災害は103人で全被災者の20.8%を占めました。業種別に、過去5年間の状況をグラフで見ると、建設業が最多となっています。続いて、運輸交通業、商業及び製造業の順となっています。

また、起因物についてみると、「仮設物・建築物・構築物」が最多となっていますが、これは、具体的には足場、屋根、開口部などが該当します。次に多い「物上げ装置・運搬機械」は、クレーン、トラック、フォークリフト、コンベアなどが該当します。3番目の「その他の装置」は、はしご、脚立、電力設備などが該当します。

このように、墜落・転落災害は、建設業以外の業種でも発生する可能性の高い災害であることが理解頂けると思います。

墜落・転落災害を防止するためには、安全な作業場所の確保、高所での手すりの設置、トラック荷台上作業時の安全確保対策などに留意する必要があります。

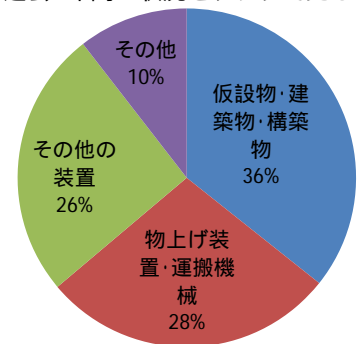
なお、法令上は「労働安全衛生規則」において

【運搬機械等関係では】

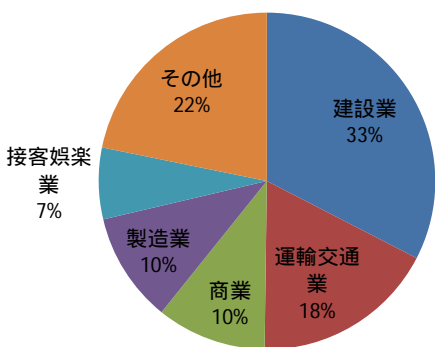
- ・ フォークリフト等の荷役運搬機械は、乗車席以外の場所に労働者を乗せないこと（151条の13）
- ・ 最大積載量5トン以上のトラックの荷の積み卸し作業を行うときは床と荷台の間に昇降設備を設けること（151条の67）
- ・ 同上作業では作業者に保護帽を着用させること（151条の74）

【建設工事等関係では】

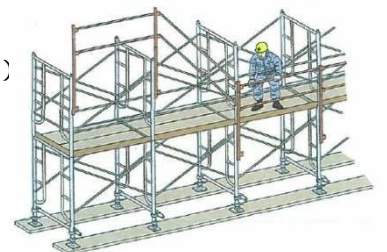
- ・ 高さ2m以上の作業場所には安全な作業床を設けること（518条）
 - ・ 高さ2m以上の作業床の端等には手すり等を設置すること（519条）
 - ・ 高さ、深さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは安全な昇降設備を設けること（526条）
 - ・ 墜落の危険のある場所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと（530条）
 - ・ 足場における高さ2m以上の作業場所には、規則で定められた要件を備えた作業床を設けなければならないこと（563条）
- 等が規定されています。



起因物別被災者数



業種別被災者数



3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

平成26年に発生した、はさまれ・巻き込まれ災害は63人で、全被災者の12.7%を占めています。業種別では製造業が最多で全体の50%を占めています。また、起因物別では動力機械が最多で全体の45%を占めています。この区分は、具体的には移動式クレーン、トラック、フォークリフト、コンベア等が該当します。

災害防止対策の基本は、機械の回転部分等へのカバーの設置、回転部分や刃部を清掃する場合の機械停止の励行、運転者の死角の安全確認等々ですが、法令上は「労働安全衛生規則」において

【動力機械等関係では】

- ・ 動力で動作する回転部分等にはカバー等を設けること（101条）
- ・ 動力機械の掃除、修理等を行う場合は運転を停止すること（107条）
- ・ ボール盤等での作業時は手袋の使用を禁止すること（111条）
- ・ プレス機械等のスライド部分、作動部分に囲い等を設けること（131条、147条）

- ・ 動作中の産業用ロボットに接触することによる危険がある箇所には柵、囲い等を設けること（150条の4）

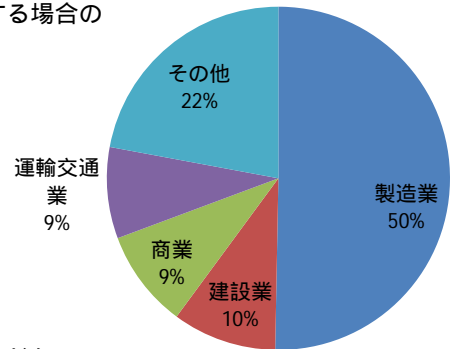
【荷役運搬機械等関係では】

- ・ あらかじめ使用する機械や作業場所に応じた安全な作業計画を定めること（151条の3）
- ・ フォークリフト等を使用して作業を行うときは機械や荷に接触する危険のある場所に労働者を立ちらせないこと（151条の7）
- ・ フォークリフト等の運転位置から離れる場合は、フォーク等の荷役装置を最低下降位置に置き、エンジンを停止して、サイドブレーキを確実にかけるなどの措置を行うこと（151条の11）

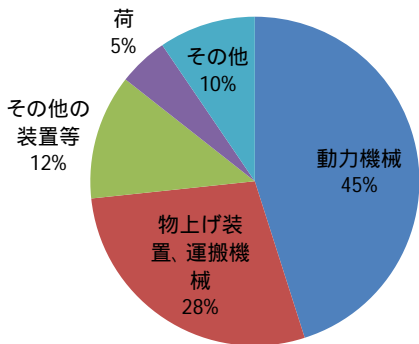
【車両系建設機械関係では】

- ・ 運転中の車両系建設機械に接触する恐れのある箇所に労働者を立ちらせてはならないこと（158条）等を規定しています。

業種別被災者数



起因物別被災者数

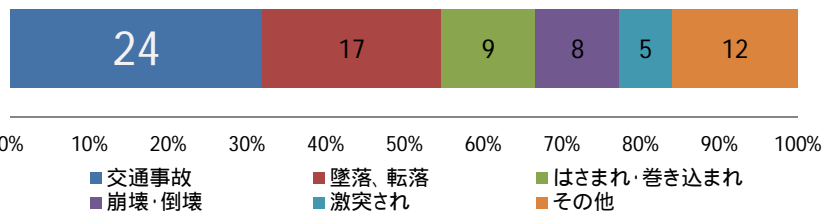


4 交通労働災害防止対策の推進

平成26年に発生した交通事故による労働災害の被災者数は25人で全被災者の5.1%を占めています。業種別では商業が8名（32%）、通信業が5名（20%）、保健衛生業と接客娯楽業が各3名（12%）等となっています。以上のことから、交通労働災害は自動車等を使用して仕事を行うことの多い業種で発生件数が多くなっていると考えられます。従って、事業所内で組織的に安全運転、交通法規の遵守等の気運を高めるための取組が重要となります。また、交通事故防止のための取組事項について「交通労働災害防止ガイドライン」を作成していますので参考にしてください。なお、過去10年間の労働災害による死亡者の事故の型別分類では交通事故が24名（32%）で最多となっています。このように交通事故は被災の程度が重篤となる傾向も併せ持っています。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、

- ・ 安全衛生管理体制の確立
 - ・ 適正な労働時間管理
 - ・ 安全教育の実施
 - ・ 安全意識の高揚対策の実施
- などを求めています。



5 健康確保対策の推進

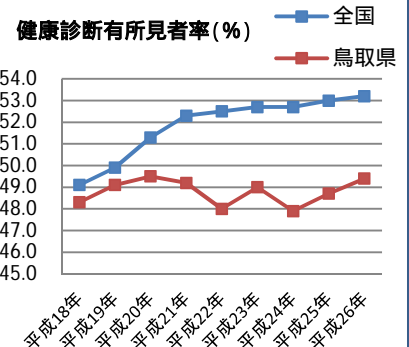
労働安全衛生法第66条で事業者は常時使用する労働者を雇い入れる時に「雇入れ時の健康診断」を、また雇入れ後は1年以内ごとに1回定期的に、有害業務等一定の業務に従事する労働者には6月以内ごとに1回定期的に、「定期健康診断」を行わなければならないとされています。これらの健康診断を行った後は

健康診断の結果、所見がある労働者については健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載しなければなりません。事業者は医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講じる必要があります。就業上の措置の決定等については、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成20年1月31日、健康診断結果措置指針公示第7号）を参照してください。一般健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならないとされています。

なお、産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場では、地域産業保健センターの産業医を利用できます。

メンタルヘルス対策

事業場におけるメンタルヘルス対策の一環として、平成27年12月1日からストレスチェックの実施が義務づけられます。（常時使用労働者数が50人未満の事業場は当分の間は努力義務とされています。）



安全「見える化」ととり運動

鳥取労働局では、可視化した危険情報等を活用して行う効果的な安全活動を鳥取県内で広く展開することを目的として『安全「見える化」ととり運動』を呼びかけています。（鳥取労働局のホームページをご覧ください）

危険の「見える化」

機械の動作部分は「はさまれ」たり「巻き込まれ」たりする危険箇所です。そこに危険が存在することは知ってはいなくても目には見えません。作業者の不注意による事故を防止するために、危険な場所に『危険』と表示をして危険を「見える化」しましょう。通路では転倒災害が多く発生します。通路には「つまずく」、「すべる」などたくさんの危険が潜んでいます。

これらの箇所に、あらかじめ「スベル!! 危険」などの表示を行って『危険の「見える化」』をしましょう。



安全意識の「見える化」

たとえば、社長の「安全決意」、日頃の「安全指示」、安全衛生管理者の方々等の「活動宣言」、日々の朝礼等での各作業員の「一日の目標」や「遵守事項の約束」などは、何かのかたちで目に見えるようにしておけば、本人にとっても周りの部下や仲間にとっても災害防止に大いに役立つことが期待できます。

関係者の決意、指示、約束などを「見える化」しましょう。

その他の「見える化」

「見える化」の取組は、災害防止のために必要な要素を幅広く対象として捉えるように拡大していくことも大切です。

また、安全衛生のみならず、企業経営等に係わる効果を発揮できる取組に発展させることも出来るものと思います。

各事業所で関係者が、創意工夫を加えた「見える化」を展開してください。

安全宣言

社員の皆様
 当社の最優先目標は「無災害の継続」です
 危険に遭遇したとき
 危険を発見したときは
 まず立ち止まること
 そして
 危険の除去に最優先に取り組んでください
 元気に出勤して頂いた皆様に
 皆様の大切な人と
 一日の終わりを豊かな心で迎えて頂くこと
 これが私の一番大切な日々の想いです
 そのために
 私は皆様の先頭に立って行動していきます
 当社は「安全第一」を貫きます
 以上 宣言します
 平成27年11月7日
 社長 厚 勞 太 郎

安全活動の「見える化」

工場や建設現場の安全活動目標、各事業所の毎月の安全目標、毎日の安全活動のルールやスケジュールなど、いろいろな取組を、いろいろな担当者が行っています。これらの内容を関係者全員が共有しておくことは、災害防止に強力な効果を発揮します。

いつでも、誰でも、安全活動の内容や目標、担当者などが分かるように「見える化」を行いましょう。

ストレスチェック制度の流れについて

労働安全衛生法の改正により平成27年12月1日から、常時50人以上の労働者を使用する事業場では年に1回のストレスチェックと面接指導の実施等が義務づけられることとなります。手順等は以下のとおりとなっています。詳細は、厚生労働省のホームページの他、鳥取労働局、鳥取産業保健総合支援センター等へお問い合わせください。

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ

